

安八町告示第152号

### 安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年10月23日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和元年12月5日

安八町監査委員

清 伸二

安八町監査委員

碓井 昭夫



記

#### 第1 監査の請求

##### 1 請求人

[REDACTED]

##### 2 請求書の受付

令和元年10月23日

##### 3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。  
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年10月25日に支出した、[REDACTED]  
PBお茶P500MLケース 代(4,704円)を補填するために必要な措置を  
講ずるよう勧告せよ。

#### (添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

##### 1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書

[REDACTED] PBお茶P500MLケース(4,740円)

##### 2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙(請求書)

##### 3. 平成31年3月19日付 安総第2216号 情報公開請求却下通知書

##### 4. 平成31年3月19日付 安総第2217号 情報公開請求却下通知書

5. 平成31年3月19日付 安総第2218号 情報公開請求却下通知書
6. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
7. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
8. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑩使用料及び賃借料  
(タクシ一代) の戻入れについて (戻入れ金額175,250円)

## 第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和元年10月25日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席の合議により、これを受理した。

## 第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、安八町長に対し、平成30年10月25日に支出した、■ P Bお茶P500MLケース 代(4,704円)を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

## 第4 監査委員の交代

請求書受理、要件審査、監査時においては大平文雄氏が安八町監査委員の職を務めていたが、令和元年10月31日付けで同氏より辞職願が安八町長宛に提出され、安八町長は同日付けでこれを受理及び許可した。

このことから、安八町長は、令和元年11月1日付けで安八町議会臨時会において、地方自治法第196号第1項の規定に基づき、碓井昭夫氏を安八町監査委員に選任すべく同意を求め、その同意を得た。

これにより、同日、本件については大平文雄氏から碓井昭夫氏へ引き継がれた。

## 第5 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年11月27日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和元年11月21日に欠席の連絡があつたため陳述は実施しなかつた。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかつた。

### 2 監査の実施

#### (1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本件請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、要件審査と併せて令和元年10月25日、並びに令和元年11月27日に監査を実施した。

#### (2) 監査対象課

監査対象課を建設課とし、必要な資料の提出を受けるとともにに関係職員から事情を聴取した。

## 第6 事実関係の確認

### 1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成30年10月1日(月)、安八町役場建設課(以下「建設課」という。)は、中地内における道水路改良(以下「当該事業」という)の説明会(以下「説明会」という)を中コミュニティセンターにて中区の役員らを対象に開催した。
- (2) 平成30年11月12日(月)、建設課は説明会を中コミュニティセンターで地権者らを対象に開催した。
- (3) (1)と(2)にいう説明会は同一の事業に係る内容であったが、当該事業における中区と地権者らへの説明内容には一部異なる内容があったことから、(1)、(2)のとおり別の期日で開催した。
- (4) 説明会の目的は、安八町第五次総合計画に掲げる、便利で快適に暮らせるまちづくりの実現のために、当該事業はそのための一つであったことから、中区及び地権者らの理解と協力を得ることであった。
- (5) 説明会を開催した建設課は、本件請求書中、████████ P B お茶 P 500 M

L(以下「お茶」という。)を(1)、(2)にいう説明会の出席者らに配布した。  
(6)(5)で余ったお茶は、以後の建設課が担当する事業に係る説明会で使用する予定であった。

## 第7 判断に当たっての関係法令等について

### 1 法第232条第1項

地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものとする旨が規定されている。

### 2 法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない旨が規定されている。

### 3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

## 第8 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「本件支出が無くても行事の目的が達成できるものであるならば本件支出は違法若しくは不当な公金の支出であるというべきものである。また、4,704円の飲み物でなければ目的が達成できなかつたのか、つまり4,704円よりも安い飲み物でも目的が達成することができるのであれば違法若しくは不当な公金の支出であるというべきである。(地方財政法第4条第1項 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨の規定がされている。)そして、平成27年度、平成28年度、大垣土木事務所との懇親会費用の返金と同様に、本件に関しても、この行事の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していくなければこの支出は認められないものである。また、「この飲み物を渡した相手の氏名」、「この飲み物を飲んだ者の氏名」についても何の記録もなく、公金の支出により購入された飲み物の配布に関して疑義が持たれるものである。余った飲み物についてもどのように扱ったのか不明であり必要以上に余分に配られてしまったのか、関係する職員で分配したのか、もしくは関係無い者に配布されてしまったのか疑義が持たれるものである。公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「問い合わせ 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借

料(タクシーレ)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものであるとした上で、本件行事が飲み物が無くとも、もしくは4,704円よりも安い飲み物でも目的が達成されるものであった場合、また、本件支出が無かつたら目的が達成できなかつたと証することができなければ、違法もしくは不当な公金の支出であり、安八町が損害を被つたといわざるをえない。」と主張している。

普通地方公共団体における公金の支出が必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かについての基準についてだが、平成9年(行ウ)第6号各種損害賠償請求事件 平成11年7月7日松山地方裁判所判決によれば、「普通地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものであるから、具体的な公金の支出が普通地方公共団体の事務処理のためと解することができない場合には、当該支出が違法というべきである。

また、普通地方公共団体の事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならず、経費は当該普通地方公共団体の住民の租税公課によって賄われるものであるから、その目的を達成するために必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないとされており、事務処理のために必要とされるものであつても、その限度を超える支出については違法と評価され得るものというべきである。

もっとも、普通地方公共団体における公金の支出が事務処理のため必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かは、予算執行時における社会経済状態、すなわち、地域住民の生活水準や一般的経済観念等に照らし社会通念に基づいて決定されるべきものであつて、その判断は第一次的には予算執行権限を有する職員の裁量に委ねられているというべきであり、具体的な当該支出が当該事務の目的、効果と関連せず、又は、社会通念に照らして右目的、効果との均衡を著しく欠き、予算の執行権限を有する職員に与えられた裁量を逸脱ないし濫用してなされたものと認められる場合には違法と評価されるべきであると解される。」とされている。

本件監査では、この判断基準に従つて、本件請求にいう [REDACTED] P B お茶 P 500ML ケースに係る公金の支出(以下「本件支出」という。)の違法性若しくは不当性について検討することとした。

説明会の目的及び内容等については、第6 事実関係の確認／(1)から(4)までのとおりであり、[REDACTED] P B お茶 P 500ML ケースの購入に係る公金の支出は、安八町第五次総合計画に掲げる、便利で快適に暮らせるまちづくりの実現のために、当該事業はそのための一つであったことから、中区及び地権者らの理解と協力を得ることを目的として開催された説明会に付随して支出されたものであることから必ずしも不当とまでは言えない。

そして、本件請求にいう本件支出が、説明会及び以後の建設課が担当する事業に係る説明会を開催する時に限り、金額も社会通念上許される範囲内にとどまつてのことなどに照らすと、社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものとまでは認めがたく、支出権限を有する安八町長の裁量の範囲内であるというべきであつて、本件支出を

違法であると認めるには足りないことから、町に損害を与えるものでないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、「この行事の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。」と主張しているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

#### 第9 監査委員の意見

なし。